

各 位

会 社 名 若築建設株式会社

代表者名 代表取締役社長 五百蔵良平

(コード番号 1888 東証第1部)

問合せ先 執行役員総務人事部長 福岡徹生

TEL (03) 3492 - 0271

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更 および定款の一部変更について決議し、また、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 201 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位 (単元株式数) を現在の1,000 株から100 株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3)変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(参考) 但し、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所における売買単位の 100株への変更予定日は、平成29年9月27日となります。

(4)変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 2 億 4 千万株から 2 千 4 百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(土曜日のため実質9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

| 株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在) | 129,649,939 株 |
|-----------------------------------|---------------|
| 株式併合により減少する株式数 | 116,684,946 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 12,964,993 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、 株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

| | 株主数(割合) | 所有株式数(割合) |
|--------|------------------|------------------------|
| 総株主数 | 12,466名(100.0%) | 129,649,939 株(100.00%) |
| 10 株未満 | 115名(0.92%) | 228 株(0.00%) |
| 10 株以上 | 12,351 名(99.08%) | 129,649,711 株(100.00%) |

(注)上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、現在、所有株式数が 10 株未満の株主様 115 名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

24,000,000 株 (併合前は 240,000,000 株)

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日(平成 29 年 10 月 1 日)に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | | 変 更 案 | |
|------------|---------------------------------|------------|------------------------------|
| (発行可能株式総数) | | (発行可能株式総数) | |
| 第6条 | 当会社の発行可能株式総数は、24,000万 | 第6条 | 当会社の発行可能株式総数は、2.400 万 |
| | <u>株</u> とする。 | | <u>株</u> とする。 |
| | | | |
| (単元株式数) | | (単元校 | 朱式数) |
| 第7条 | 当会社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 | 第7条 | 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| | | | |

4. 日程

取締役会決議日 平成29年5月12日

定時株主総会開催日平成 29 年 6 月 27 日 (予定)1,000 株単位での売買最終日平成 29 年 9 月 26 日 (予定)100 株単位での売買開始日平成 29 年 9 月 27 日 (予定)

単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1.単元株式数変更と本株式併合の目的は何ですか。

A1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内 上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向 けた行動計画」を推進しています。当社はかかる趣旨を踏まえ、2017年10月1日をもっ て、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする本株式併合を行うことといたしました。

Q2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A2. 単元株式数変更及び本株式併合に関する主なスケジュール (予定) は以下のとおりです。

2017年 5月 12日 取締役会 (単元株式数の変更に係る定款の一部変更の決議及び

第 201 回定時株主総会の招集決議)

2017年6月27日 第201回定時株主総会

2017年9月27日* 当社株式の売買単位が100株に変更

2017年10月1日* 単元株式数の変更及び本株式併合並びにこれらに伴う定款の

一部変更の効力発生日

2017年11月上旬*株主様へ株式併合割当通知発送

2017年12月初旬*端数処分代金の支払開始

* 2017 年 6 月 27 日に開催予定の第 201 回定時株主総会において本株式併合に関する 議案が可決された場合の予定です。

Q3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。本株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

Α4.

【所有株式数について】

各株主様の本株式併合後の所有株式数は、2017 年 9 月 30 日(土曜日のため実質 9 月 29 日) の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数 (1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。) となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録さ

れている当社株式の数は、2017年10月1日付けで、本株式併合後の株式数に変更されます。 なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、 その売却代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします(具体 的なスケジュールはQ2.のとおりです。)。

【議決権数について】

本株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、併せて単元株式数の変更(1,000 株から 100 株への変更)を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、本株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のと おりとなります。

| | 効力発生前 | | |
|-----|---------|------|--|
| | 所有株式数 | 議決権数 | |
| | | | |
| 例 1 | 2,000 株 | 2 個 | |
| 例 2 | 1,200 株 | 1 個 | |
| 例 3 | 555 株 | なし | |
| 例 4 | 7 株 | なし | |



- ・例2及び例3では、単元未満株式(効力発生後において、例2は20株、例3は55株) がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利 用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分(例3は0.5株、例4は0.7株)につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4では、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振 替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは お取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q6.1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増又は買取をご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。 なお、単元未満株式の買増・買取 のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られ ていない株主様は、下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合並びに単元未満株式の買増・買取に関しご不明な点は、お 取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号:0120-782-031 (通話料無料)

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以 上